



THE ROTARY CLUB OF HIROSHIMA-RYOHOKU

# 広島陵北ロータリークラブ

## - The Weekly Report -

～クラブのテーマ～

こころゆたかなロータリアン

～本年度会長方針～

原点に還って、奉仕を実践しよう。



第1162回例会 2015年5月13日 No.1131号

### ■ 会長時間



#### 会長 渡部 邦昭

こんにちは。3週間ぶりの例会です。前回の例会は4月22日でしたが、下田敬三会員、退院お目出渡うございます。ロータリーライフをお楽しみください。また、この間に大きな出来事が発生しました。会員の皆さんは、ゴールデンウィークをどのように過ごされましたか。私は、月参りに来ていただいている住職さんの案内で、家族で高野山開創1200年記念大法会に行ってきました。真言密教の開祖・空海は天才だったんだといわれますが、同時代に比叡山延暦寺を創建した最澄と対比されますが、学ぶと面白いと思います。4月25日ネパールの大地震、カトマンズとポカラの中間地点で、マグニチュード7.8の大地震が発生しました。死者が発表の都度、変動していますが、9000人以上の方が亡くなっています。日本と違って、耐震構造の建物はほとんどないと思われまので、建物が倒壊していて、多くの国民が下敷きになって死亡したものと思われま。緊急支援が望まれていて、2710地区の金子ガバナーからも緊急支援の要請がきております。緊急支援ですので、先送りにするのではなくて、自分たちに何ができるかを考えてもらいたいと思います。本日の理事会で議論していただきたいと思います。4月24日、広島北ロータリークラブ創立46周年記念夜間例会に、賀谷幹事とともに出席してまいりました。広島陵北ロータリークラブが24年前に創立したときの実行委員長岸本秀夫さんも、ご高齢でしたが、元気な姿をみせて下さいました。さて、本日の卓話は、永岡満会員にお願いしました。岡光序治さんが卓話していただいたときに話されていました(2015. 2. 18)が、社会保障費を消費税でまかなうことはできないことはわかっている、という趣旨のことを言われていました。課税を公平・公正に課していくためにどうしたらよいか考えてみたいと思います。配布資料を見て下さい。新浪剛史さんという、サンントリーホールディングスの社長になられた方が、中国新聞で意見を述べられています。米国のオバマ大統領もグローバル企業への課税を強化することを強調しておられます(日経新聞)。参考にしながら、元税務署の第一線でご活躍されていた永岡会員の話静聴して下さい。以上で会長時間を終わります。

#### 今回の例会(5月20日)

##### 来賓卓話

新広島ヤクルト販売(株) 広島本社宅配営業部 課長  
原田 史子 様

#### 次回の例会(5月27日)

##### ゲスト卓話

広島ガス(株) 代表取締役会長 (広島RC)  
深山 英樹 様

##### 出席報告

(例会運営委員会)

##### 5月13日(水)出席者

会員総数	55名
出席会員	31名
欠席会員	24名
ご来賓	0名
ご来客	2名
ゲスト	0名

##### 来客者紹介

(親睦家族委員会)

##### 5月13日(水)出席者

西条RC	1名
広島中央RC	1名

#### 幹事報告(賀谷幹事)

##### ■BOX配布物

- ・2015-16年度所属委員会表を配布しております。ご確認下さい。
- ・ネパール大地震に対する義援金について配布しております。
- ・ゴルフコンペのご案内と野球同好会の練習日程のご案内を配布しております。ご確認下さい。

##### ■例会変更

- ・広島西RC「夜間例会」  
【とき】5月28日(木) 18:30～[※同日変更]  
【ところ】 ANAクラウンプラザホテル広島
- ・広島安佐RC「新旧引継夜間例会」  
【とき】5月28日(木) 18:30～[※同日変更]  
【ところ】 リーガロイヤルホテル広島

【例会】 毎週水曜日(12:30～13:30) / リーガロイヤルホテル広島(広島市中区基町6-78) / 082-502-1121

【会長】渡部 邦昭 【事務所】広島市中区基町6-78 リーガロイヤルホテル広島13F 【TEL】082-221-4894  
【幹事】賀谷 俊幸 【ホームページ】http://www.ryohoku-rc.jp/ 【FAX】082-221-4870

## 会員卓話(1/3)

### 課税の公平とタックス・ヘイブン

永岡 満 会員

#### 1 課税の公平・・・国税庁の取組(国税庁レポート 2014より抜粋)

(1) 国税庁は、適正かつ公平な課税を実現するため、限られた職員をバランスよく配置し、大口・悪質な納税者に対しては厳正な調査を実施することとしている。

調査に重点的に取り組んでいる事項

- ① 資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査の実施。  
(海外資産の申告除外に対応)
- ② 十分な審査と調査等により、消費税の不正還付申告の防止を図る。  
(消費者からの預り金)
- ③ 調査手続きの適正な履行を図るために、国税通則法の一部改正を実施。  
(納税者の利益保護)
- ④ 納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を行う。  
(納税者の信頼確保)

#### (2) 資料情報

的確な調査・指導に活用するために、法定調書のほか、調査等の際把握した資料、電子商取引資料、海外投資や取引に関する資料等収集に取り組む。

#### (3) 査察

イ 悪質な納税者の刑事責任を追及

脱税の手口としては、売上除外や架空原価・経費の計上やつまみ申告や無申告の事例がある。

ロ 平成25年度の脱税額は、145億円、うち告発分は117億円

ハ 平成25年度中の一審判決では115件で有罪、うち9名に実刑判決が出ている。

#### (4) 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

#### (5) 確実な税金の収納

#### 2 タックス・ヘイブンへの対応・・・国税庁の取組(国税庁レポート 2014より抜粋)

#### (1) 調査体制の充実とともに外国の税務当局と協力して対応

イ 国境を越えた事業・投資活動が活発化している。

海外の現地法人数は平成24年度で 23,351社である。

ロ 外国法人数の推移

外国法人数は平成24年度で 5,510社である。

ハ 国外送金等調書の提出枚数

平成24年事務年度では 564万枚である。

#### (2) 国際課税への取組

イ 調査体制の充実

国際税務専門官を増員するとともに、税務大学校において国際課税に関する法規や租税条約、金融取引、語学などの研修を実施している。また、複雑な課税問題に対処するために、弁護士や金融の専門家を採用している。

ロ 税源浸食と利益移転

各国がリーマンショック後に財政状態を悪化させ、より多くの国民負担を求めている中で、グローバル企業が税制の隙間や抜け穴を利用した節税対策により税負担の軽減をしている問題が顕在化している。

そこで、OECD租税委員会は、平成24年6月より「税源浸食と利益移転」に関するプロジェクトを立ちあげ、平成25年7月19日に「BEPS行動計画」を公表し、G20諸国から全面的な支持を得た。

ハ 租税条約などに基づく情報交換の実施

最近、租税条約などに基づく情報交換の枠組みの拡大・強化が図られ、現在、60の租税条約など(80ヶ国・地域)が発行し、年間数十万件の情報交換を行っている。

#### 二 国外財産調書制度の創設

国外財産に係る所得税や相続税の課税強化を図るため、納税者本人から国外財産の保有について申告を求める仕組みとして、国外財産調書制度が平成26年1月1日から施行されている。(価格の合計が5千万円を超える者)



## 会員卓話(2/3)

### (3) 国際課税事案の調査

#### イ 海外取引のある者や海外資産を保有する者への重点的な調査

国境を越えた事業・投資活動の活発化に伴い、海外取引を行っている納税者や海外資産を保有している納税者を重点的に調査し、国外送金等調書や租税条約などに基づく情報交換制度を効果的に活用するなどして、深度ある調査に取り組んでいる。

#### ロ 国際課税の中でも特に問題である国際的租税回避への取組

海外で受け取った収入を隠す、利益を得ているにもかかわらず各国の税制や租税条約の違いを巧みに利用してどこの国にも税金を納めないといった国際的な租税回避が問題になっている。

また、日本、アメリカ・イギリス・ドイツ・フランス・カナダ・オーストラリア・中国・韓国の9カ国が参加する国際タックスシェルター情報センターでは、派遣職員を通じて、国際的租税回避及び富裕層に関連した情報交換要請への対応や調査手法等の知見の共有に取り組んでいる。

### (4) 移転価格税制への対応

#### イ 移転価格税制を取り巻く環境の変化に対応し、納税者の予測可能性を高める

移転価格税制は、海外の関連企業との取引を通じた所得の海外移転を防止し、適正な国際課税の実現を図る観点から、昭和61年度税制改正で導入されたものである。

#### ロ 移転価格税制の運用の明確化への取組

納税者の予測可能性を高めるためには、制度の運用に関する執行方針や運用基準を公表し明確化を図ることが重要である。

#### ハ 納税者が事前確認を円滑に利用できる環境の整備

移転価格課税に係る事前確認は、納税者の申出に基づき海外の関連企業との取引に係る独立企業間価格の算定方法等について税務当局が事前に確認するもの。

事前確認は、納税者の予測可能性・法的安定性を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行に資するものである。

## 3 租税回避・・・大淵博義(中央大学名誉教授:税理士会26.8.19研修 参考資料集より抜粋)

### (1) 租税回避行為とは

現実の「租税回避」は、その言葉の響きから、納税者として行ってはならない行為又は本来は許されない行為として受け入れられている面がある。その意味が、節税、特に「行き過ぎた節税」、「ためにする節税」というものを含む広い概念として使用される場合がある。

ところで、節税とは、例えば、引渡基準の例外として認められている売買効力発生日基準を適用して、含み損のある土地等の譲渡による譲渡損を早期に計上して租税負担軽減を図る場合や、含み益のある土地を譲渡して譲渡益を同基準より早期に計上して、期限切れ直前の繰越欠損金との相殺を図る場合などは、収益計上時期の許容の範囲内の選択の問題であり、意図した税負担の軽減ではあるが、否認されることない節税として評価される。しかし、このような制度利用のために行う経済取引(とくに後者の場合)が、広義の租税回避行為と言われることもある。このような「広義の租税回避行為」の態様は次のように分類される。

#### イ 否認されない合法的節税・・・法が予定する節税行為・行き過ぎた節税行為

#### ロ 私法上の行為(事実)を「私法上の領域」で否認する場合の行為

##### ① 取引自体が仮装(無効・不存在)である場合(仮装行為の否認)

⇒ 真実存在する取引を認定

##### ② 法形式の外観と実質が異なる場合(事実認定の実質課税)

⇒ 法的・経済的実質と齟齬をきたしている法形式

を否認して、経済的実質に即した真に意図した法形式に置き換える。

#### ハ 私法上の異常不合理な行為計算を「税法上の領域」においてのみ他の合理的な行為計算に引きなおす場合

⇒ 講学上の「狭義の租税回避行為」

(同族会社の行為計算の否認規定・組織再編成等の租税回避行為の否認)

## 会員卓話(3/3)

### (2) ヤフー事件判決の租税回避概念

#### イ 租税回避行為の「多彩な理解」

「租税回避」とは、いかなる態様による税負担減少の事象をいうのであろうか。

要するに「狭義の租税回避行為の否認の法理は、「税法の解釈適用における領域」においてのみ「税法上の領域において納税者が採用した異常不合理な外形上の法形式を否認して、実際に顕現されている真の法律効果や経済的効果(「経済的成果等」という)を生じさせる他の経済的、合理的な法形式に引き直した上で、税法の課税要件規定を適用して課税関係を形成するということである。

また、「税法上、①通常のものと考えられている法形式(取引形式)を納税者が選択せず、これとは異なる通常の法形式を選択することによって②通常の法形式を選択した場合と基本的には同一の経済効果ないし法的効果を達成しながら、③通常の法形式に結び付けられている租税法上の負担を軽減又は排除するという形をとる。」としているところである。

ロ 同判決は法人税法第132条の2の「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」の意義範囲について、①同上の趣旨、組織再編成の特性、個別規定の性格などに照らせば、同上の「法人税の負担を不当に減少させる結果になると認められるもの」とは、(i)法人税法第32条と同様に、取引が経済的取として不合理・不自然である場合のほか、(ii)一連の組織再編成に係る税負担を減少させる効果を有するものの、当該効果を容認することが組織再編成の趣旨・目的または当該個別規定の趣旨・目的に反することが明らかであるものを含むものと解することが相当である。②この場合、個々の行為について個別にみると、事業目的がないとはいえないような場合であっても、その行為による税負担の減少効果が、組織再編成全体として見た場合に組織再編成の趣旨・目的に明らかに反し、又は個々の行為を規律する個別規定の趣旨・目的に明らかに反するときは、上記(ii)に該当するというべきこととなる、と判示している。

#### ハ 高裁判決

判決は、「本件計画を前提とした分割承継行為を法人税法132条の2の規定に基づき否認できるか否か」という判断の部分の最後に次のような文言を追加している。

・・・本件計画は、当事者間の完全支配関係についての法及び施行令の技術的な定めに着目して、本件分割を非適格分割とすることにより、法人税の負担を減少させるために・・・介在させたものである。

### 4 タックス・ヘイブン対策税制

タックス・ヘイブン対策税制は、軽課税の国や地域等いわゆるタックス・ヘイブンを利用した国際的租税回避の防止を目的として日本では昭和53年に導入された。

#### －国税庁がタックス・ヘイブンに財産を持つ日本人リストを大量入手(25.6.1報道資料)－

国税庁は、カリブ海のケイマン諸島などタックス・ヘイブンと呼ばれる国や地域に財産を持つ日本人のリストを大量に入手し、脱税が疑われるケースなどないか調査していくことを明らかにした。

この資料はタックス・ヘイブンにある信託財産やペーパーカンパニーの所有者のリストで資料を入手したオーストラリアの税務当局から日本に関係するとみられる部分に限って提供を受けたもの。

#### [最近の日経情報]

平成27年3月23日 グローバル企業の税逃れ 新たな対策 米、国外利益に一率課税 10年で60兆円・・・配付資料  
平成27年4月 6日 グループ内取引 課税拡大「利益移転」調査厳しく 海外取引で申告漏れ 60%が「寄付金」で追徴  
平成27年4月 7日 吉本興業創業家 申告漏れ 相続分3億1千万円 被相続人による不動産の購入が不合理な取引  
平成27年4月30日 邱(キュー)永漢の親族24億円申告漏れ 香港の株や預金 海外の相続、申告漏れが過去最多

#### [最近の中国新聞情報]

平成27年4月11日 日本の資産格差 公平・公正な課税で是正を マイナンバー制度の導入「給付付税額控除」制度

※【別紙】配付資料



.....SMILE BOX

**渡部邦昭 会員**

下田さん、退院おめでとうございます。無理せず、ゆったりとロータリーライフをお楽しみ下さい。

**堀江正憲 会員**

① 祇園学区の町民運動会が5月17日(日)にあります。地域・祇園小学校の児童、教職員、田舎からおじいちゃんおばあちゃんも席と一緒に応援ゲームの参加昼食をします。観客席が一杯になります。よってみて下さい。

② 5月9日(土)広島国際会議場で、広島県看護協会の大会がありました。広島県知事表彰(ナイチンゲール賞)看護教育指導者として表彰されました。読売新聞で紹介されました。

③ 本日、午後1時から中学校の健康診断があり、早退します。

**武田龍雄 会員**

広島信用金庫八丁堀支店10階ギャラリーで、5月17日まで「宮島展」を開催中です。宮島に関わる浮世絵、版画、お砂焼など色々展示しております。無料ですので、是非お立ち寄り下さい。

**鈴木大次郎 会員**

NHKの番組で被爆者手帳取得の件で、元社員が取材を受けました。4時間の取材時間で放送は10分くらいでした。

**石田愷夫 会員**

14ロータリーゴルフ大会で、A組で3位になりました。またドラコン賞もいただきました。但し、ティーグラウンドはゴールドティカからでした。

**大場常幸 会員**

5月5日子どもの日に、孫が誕生しました。一姫二太郎になり喜んでいきます。息子家族と同居しておりますので、賑やかになりそうです。

**渡部邦昭 会員**

4月25日にネパールでマグニチュード7.8の地震が発生し、9000人以上の方がなくなりました。一日も早く復旧と復興を祈念して、言葉は足りませんが、全員の出宝をお願い致します。

当日計	52,000円	累計	1,077,000円
-----	---------	----	------------